



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 6 介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止 (介護サービス指導課) 1
- 7 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止 (") 1
- 8 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (") 2
- 9 指定一般相談支援事業者の指定 (障害福祉課) 2
- 10 特定農業用ため池の指定の解除 (農業農村整備課) 2
- 11 保安林予定森林 (森林整備課) 3
- 12 道路の供用開始 (道路保全課) 3

○ 公告

- 和歌山交通公園の指定管理者の指定 (県民生活課) 3
- 和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センターの指定管理者の指定 (健康推進課) 4

告 示

和歌山県告示第6号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号の規定に基づき公示する。

令和7年1月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3031000379	三木歯科医院	三木歯科医院	和歌山県橋本市市脇四丁目104-1	居宅療養管理指導	令和6.12.16
3012310334	新宮市国民健康保険直営熊野川診療所	新宮市国民健康保険直営熊野川診療所附属小口診療所	和歌山県新宮市熊野川町上長井434番地	訪問看護 居宅療養管理指導	令和6.12.31
3012310367	新宮市国民健康保険直営熊野川診療所	新宮市国民健康保険直営熊野川診療所附属玉置口診療所	和歌山県新宮市熊野川町玉置口150	訪問看護 居宅療養管理指導	令和6.12.31

和歌山県告示第7号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定に基づき公示する。

令和7年1月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
30123104 41	新宮市国民健康保険直営 熊野川診療所	新宮市国民健康保険直営 熊野川診療所	和歌山県新宮市熊野川町 日足322番地	訪問看護 介護予防訪問 看護 居宅療養管理 指導 介護予防居宅 療養管理指導	令和 6.12.31
30617901 54	株式会社桜桃	訪問看護ステーション樹	和歌山県紀の川市窪149- 4	訪問看護 介護予防訪問 看護	令和 6.12.31

和歌山県告示第8号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

令和7年1月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
30621901 23	合同会社宝樹	訪問看護ステーションあさがお	和歌山県日高郡日高町 比井447	訪問看護 介護予防訪問 看護	令和 7.1.1 令和 7.1.1	令和 12.12.31 令和 12.12.31

和歌山県告示第9号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の19第1項の指定一般相談支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和7年1月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	一般相談支援の種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3031400 686	相談支援事業所 Leoサポート	海南市山崎町三 丁目2番4	地域移行支援 地域定着支援	特定なし	ブルーレオ合 同会社	海南市名高180 番地1 ファミ ール海南1305号 室	令和 7.1.1

和歌山県告示第10号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定による特定農業用ため池の指定を解除したので、同条第5項において準用する同条第3項の規定により公示する。

令和7年1月10日

名称	所在地	解除年月日
田中池	海南市日方字宮ノ谷850	令和7年1月10日

和歌山県告示第11号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和7年1月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 保安林予定森林の所在場所 伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬字サガシ谷857の1、858の3、861の1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字サガシ谷857の1・861の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第12号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年1月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 日置川大塔線

供用開始の区間 西牟婁郡白浜町久木字はとば101番1地先から同町久木字津本648番5地先まで

供用開始の期日 令和7年1月10日

公 告**公 告**

和歌山県都市公園条例（昭和34年和歌山県条例第32号）第18条第1項の規定により、和歌山交通公園の指定管理者を次のとおり指定した。

令和7年1月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定管理者 一般財団法人和歌山県交通安全協会
和歌山県和歌山市西1番地
- 2 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

公 告

和歌山県障害児（者）・高齢者歯科口腔保健センター設置及び管理条例（平成17年和歌山県条例第71号）第8条第1項の規定により、和歌山県障害児（者）・高齢者歯科口腔保健センターの指定管理者を次のとおり指定した。

令和7年1月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定管理者 一般社団法人和歌山県歯科医師会
和歌山県和歌山市築港一丁目4番地の7
- 2 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで